

三木市避難所開設・運営計画



平成 27 年 3 月改正

三 木 市

目次

1	基本的事項	1
	(1) 避難所の目的	1
	(2) 避難所の機能	1
	(3) 対象とする避難者	2
2	避難所の指定	3
	(1) 1次避難所の指定	3
	(2) 2次避難所の指定	3
	(3) 避難施設の要件	3
	(4) 防災資器材の備蓄	3
3	福祉避難所の指定	4
	(1) 福祉避難所の指定方針	4
	(2) 福祉避難所の要件	4
	(3) 対象となる避難者の要件	4
	(4) 防災資器材の整備	4
4	避難所の開設・運営	5
	(1) 開設基準	5
	(2) 避難所の開設	5
	(3) 避難所の開設期間	6
	(4) 避難施設管理者の役割	7
	(5) 避難施設指定要員	7
	(6) 避難所運営組織の設立	7
	(7) 災害時要援護者への対応	10
	(8) 女性への配慮	11
	(9) 外国人への配慮	12
	(10) 栄養・食生活への支援	12
	(11) ペット対策	13
5	ボランティアの受け入れ	14
6	避難所の統廃合・撤収	15
	参考資料	16
	1 一般避難施設開設運営フロー	17
	2 福祉避難所開設運営フロー	18
	3 災害時要援護者への支援方針	19
	4 避難所状況報告書	22

5	避難者カード	23
6	福祉避難所一覧	24
7	1次避難所、2次避難所及び指定要員	25

1 基本的事項

(1) 避難所の目的

避難所は、災害により被害を受けた者及び被害を受ける恐れのある者に安全と安心の場を提供するとともに、避難者がお互いに励まし合い、助け合いながら生活再建に向けて、次の一步を踏み出す機会を提供することを目的とする。

(2) 避難所の機能

1) 安全確保

避難者を安全な施設に、迅速・確実に受け入れ、その生命・身体を守る。

2) 食料、水、物資の提供

ライフラインの復旧、流通経路の回復までの間、避難所への避難者及び在宅の被災者に対し、飲料水や非常食、食材及び被服・寝具等の提供を行う。

3) 生活場所の提供

自宅での生活が困難になった避難者に対し、一定期間にわたって起居の場を提供する。その際、季節や期間に応じて、暑さ・寒さ対策や炊事、洗濯等のための設備の他、プライバシー保護の配慮等を必要とする。

4) 衛生管理、健康の確保

避難生活を送るうえで必要となるトイレ、風呂、シャワー、ごみ処理、感染症対策等衛生的な生活環境を維持する。

また、避難者の傷病を治療する救護機能と健康相談等の保健医療サービスを提供する。避難生活の長期化に伴い心のケアについても配慮する。

5) 情報収集、提供

避難者を通じ、被災地の状況及び被災者の状況等に関する情報を収集するとともに、避難者に対し、災害に関する情報、住民の安否に関する情報及び災害支援情報等を提供する。

また、避難者からの要望等について収集・整理し、災害対策本部等へ報告する。

6) コミュニティの形成

避難者が、互いに励まし合い、助け合いながら生活できるよう従前のコミュニティを維持するとともに、新たに避難所におけるコミュニティを形成する。

(3) 対象とする避難者

1) 災害救助法による対象者

① 災害によって現に被害を受けた者

- ・災害で住居を失った者
- ・現に被害を受けた宿泊者、通行人等

② 災害によって被害を受けるおそれのある者

- ・避難勧告等の対象となる者
- ・避難勧告等の対象ではないが、緊急に避難する必要のある者

2) 在宅の避難者

自宅及び自家用車内で避難生活をする避難所に入らない避難者、ライ
フラインの停止等により生活できない地域の住民

3) 広域避難者（被災地外に避難している被災者）

広域避難者については、受け入れ自治体と連携して情報提供等の支援
を行う。（被災者支援システムの活用）

4) 帰宅困難者

交通機関の被災により、帰宅困難となった通勤・通学者、買い物客、
観光客など

※帰宅困難者への対応は、通勤・通学・来訪等の目的地である事業所
等が責任を持って行う。

事業所等において対応が困難な場合、市は事業所と連携して一時的
な滞留場所を確保し、情報及び飲料水等の提供を行う。

2 避難所の指定

(1) 1次避難所の指定

- 1) 1次避難所とは、地域住民が災害発生直後に一時的に避難し、自主防災組織で安否確認、救出活動、避難行動などを行う場所とする。
- 2) 各地区の1次避難所は、集会所や公園とし、市及び各地区で協議し指定する。

(2) 2次避難所の指定

- 1) 2次避難所とは、災害により家屋が被害を受けた場合、又は受ける恐れがある場合に自宅へ戻れない方が避難所生活を送る公共施設であり、公民館や学校などの公的な施設を指定する。
 - 2) 2次避難所には、防災資器材を配備するとともに、各公民館をその地区の防災拠点として災害対策本部と連絡を密に行う。
- ※ 想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件や耐震性等を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。
- ※ 障がい者に対する手話通訳や、外国人に対する言語通訳のボランティアの確保には限りがあるため、それぞれに対応できる2次避難所を予め指定して計画的な支援を行う。

(3) 避難施設の要件

- 1) 耐震構造を有している。
- 2) 避難者のための十分なスペースが確保されており、要援護者用に対応できるよう小部屋や仕切られた小規模のスペースが複数確保でき、プライバシーが守られること。
- 3) 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等の被害想定区域の外にあること。仮に浸水した場合でも一定期間避難者のためのスペースを確保できること。
- 4) 夜間照明を備え、情報通信機器等の通信手段が確保されていること。
- 5) 車両などによる輸送が比較的容易な場所にあること。

(4) 防災資器材の備蓄

地区の拠点となる公民館に毛布、非常食（ α 化米）等を備蓄する。その他小学校・中学校・高等学校には、毛布などを備蓄する。

3 福祉避難所の指定

福祉避難所とは、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者等一般の避難所では、生活に支障をきたす人たちのために、バリアフリーなど何らかの配慮がされた避難所である。

(1) 福祉避難所の指定方針

福祉避難所として指定する施設の順位は原則として、次のとおりとする。

- 1) デイサービスセンター
- 2) 特別支援学校
- 3) 特別養護老人ホーム（緊急時の収容対応）
- 4) その他の福祉施設
- 5) 近隣市町の福祉施設

(2) 福祉避難所の要件

- 1) 耐震構造を有している。
- 2) 可能な限り要援護者の利用に適した環境を確保できる施設。
(バリアフリー、冷暖房完備など)
- 3) 災害時要援護者の移送手段が確保できる。
- 4) 専門的人材の確保ができる。
(看護師、保健師、介護福祉士等)

(3) 対象となる避難者の要件

- 1) 次のすべての要件を満たす避難者を福祉避難所に受け入れることとする。
 - ① 高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等、一般の避難所での生活が困難であり、何らかの特別な配慮を必要とする者。
 - ② 介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の在宅の要援護者。
- 2) ただし、介護認定を受けていたり、身体状況、病状の悪化等により、福祉避難所での生活が困難な要援護者（緊急に入院加療が必要な者）については、施設への緊急入所、緊急ショートステイ、緊急入院等により適切に対応すること。

(4) 防災資器材の整備

デイサービスセンター、特別支援学校等に発電機を配備し、人工呼吸器対応などに活用する。

4 避難所の開設・運営

(1) 開設基準

災害対策本部の指示に従い開設するものとするが、災害救助法を発動するときは同法による。また、同法を適用しない場合は、同法に準じる。

(2) 避難所の開設

避難施設の開設は、緊急避難が目的であるので所管課等の許可及び承諾等については事前に協議済として使用ができるものとする。

1) 避難所の状況確認

施設の被害状況を確認し、安全性について応急的に判断するとともに、有資格者による応急危険度判定調査をおこなう。

水害の場合は、浸水のおそれがないか確認する。

避難所周辺に火災、河川氾濫、内水氾濫、土砂災害等の危険性がないことを確認する。

2) 避難所開設の判断

原則として、災害対策本部長が避難所開設の要否を判断する。

ただし、状況に応じて迅速に対応するため、施設管理者又は自主防災組織の代表者等が応急的に避難所を開設する。

3) 指定要員の派遣

① 災害発生のおそれがあり、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を发出したときは、避難施設指定要員を避難所に派遣して避難所を開設する。

なお、避難所の開設が長期化する場合や要員が不足する場合、本部長が要員補強を行う。

② 勤務時間内に突発的に災害が発生した場合には、施設管理者に応急的に避難所の開設を要請するとともに、直ちに避難施設指定要員を派遣する。

③ 勤務時間外に突発的に災害が発生した場合には、避難施設指定要員が避難所に参集し、施設管理者と協議して避難所を開設する。この際、施設管理者又は自主防災組織の代表者等が応急的に避難所を開設することができる。

4) 避難者の収容

① 避難所の開設を行ったときは、まず体育館等の広いスペースに誘導する。

その後、学校等については空き教室などを災害時要援護者スペース（障がい者、授乳室等）として複数確保する。

- ② 避難した市民の受入れスペースの指定に当たっては、事情の許す限り、自治会長、民生委員及び自主防災組織の意見を聞き、地域ごとのスペースを設定し、避難した市民による自主的な統制に基づく運営となるように配慮する。
- ③ 避難所開設にあたった職員は、避難者の収容を終えた後、速やかに本部室に対し、電話又は無線によりその旨を連絡する。
- ④ 本部室は、避難所の開設を確認後、企画班に対して市民に対する広報活動の実施を要請するとともに、消防本部、県、防災関係機関に対して開設の状況を連絡する。
 - ・ 避難所開設日時
 - ・ 場所、施設名
 - ・ 収容状況及び収容人数
 - ・ 開設期間の見込等
- ⑤ 避難所内に事務所を開設し、避難施設運営の責任者の所在を明らかにする。なお、開設以降は事務所内には要員を常時配備しておく。また、事務所内には、避難所に必要な用品（避難者名簿、運営記録簿、その他事務用品）を準備する。

5) 避難所開設の広報

避難所を開設したときは、各地区の自主防災組織の代表者へ電話連絡をするとともに広報車、FM みっきい、テレビ、緊急速報メール等可能な限り多くの手段を通じて住民へ伝達する。

各地区においては連絡網、戸別訪問により伝達する。

(3) 避難所の開設期間

- 1) 避難所の開設期間は、可能な限り短期間で済むようライフラインの早期復旧及び被災者の生活再建に努める。

災害救助法では、原則7日以内とされているが、大規模災害時に避難者が生活再建できる環境を整えるためにはさらに期間を要する場合も想定されることを考慮する。
- 2) 7日間を超えて開設期間を延長する場合は、県と協議する。（県は厚生労働大臣と協議して同意を得る。）
- 3) 避難所開設期間が長期化する場合は、統廃合により避難所の集約を進める。この際可能な限り学校以外の公共施設に集約することを原則とする。

(4) 避難施設管理者の役割

避難施設管理者は、関係者の協力を得ながら主に次の対応を行う。

	開設時	～3日～1週間	～2週間～3か月
①避難者の安全・安心確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所開設事務 ・避難所及び周辺の被害状況把握 ・安心して指示に従ってもらうよう呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市災害対策本部からの情報提供（被害状況、対策方針、実施状況、インフラ復旧見込み等） ・衛生環境の維持（関係機関と連携） ・健康対策（関係機関と連携） ・秩序の維持、安全確保（関係機関と連携） 	
②災害時要援護者を優先しつつ公平な対応	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者へ優先的に避難場所割り当て 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時要援護者への優先的な物資等の配分 ・災害時要援護者の福祉避難所等への移送 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所内外へ公平な物資等の配分
③避難者の情報管理・連絡調整・避難所運営	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者・在宅被災者の個人情報管理 ・避難者ニーズの把握・伝達 ・市本部、施設管理者、関係機関との調整 ・報道機関対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺避難所との物資等の過不足調整 ・ボランティア受け入れ等に関する調整 ・避難者へ運営組織化の働きかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難スペース統廃合に関する調整 ・避難者間トラブル等への対応
④収集する避難所の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者数、要給食者数 ・災害時要援護者情報 ・安否確認情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・各避難所のニーズ ・避難者の被災状況 ・避難者の生活再建、住まい確保の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の個別事情

(5) 避難施設指定要員

1) 班長（施設管理者）

施設管理者（班長）は、班員全員に施設の鍵を渡し、災害時に対応できるように施設の開錠について予め説明を行う。

ただし、学校施設においては、班員（教職員）の中から施設の開錠者を指定しておく。

2) 指定要員の業務

- ① 避難所の開錠、開設、運營業務
- ② 地域に密着した情報収集活動や広報活動（1次避難所の巡回業務）
- ③ 災害対策本部との情報共有（報告、指示等の連絡調整）
- ④ 食料、生活必需品等の供給業務

(6) 避難所運営組織の設立

1) 避難所開設が短期間の場合

避難所の運営は、施設管理者、本部から派遣する避難施設指定要員が教職員や自治会、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て行う。

2) 避難所開設が長期にわたる場合

避難が長期にわたる場合は、避難者による避難所運営組織を設立し避難者が自ら避難所を運営する。

運営組織の設立においては、リーダーとなる本部長及び副本部長の選定が重要であり、地域のリーダーである自主防災組織の代表者又は自治会の区長等の選定について考慮する。

運営組織の編成においては、組織的な活動が行えるよう数個の班及び係を設定する。

その際、運営組織に複数名の女性委員を選定し、意思決定に参画させる。特に、女性のプライバシー保護や妊産婦、高齢者及び子どもたちに留意した対応を行う。

また、通訳等の必要な障がい者や外国人については、予め通訳ボランティアやスペースを確保した2次避難所へ移動を促す。

避難所運営組織の一例

分類		役割
会長		避難所運営組織をまとめ、安心して避難所生活がおくれるようにする。
副会長		会長を補佐し、安心して避難所生活がおくれるようにする。
総務班	総務関係	市災害対策本部との調整 避難所レイアウトの設定・変更 配車、輸送、物資調達 他団体との連絡調整
情報班	情報広報関係	災害広報 情報の管理 掲示板の作成 避難所の記録 特設電話の設置、管理 取材陣への対応
避難者管理班	被災者管理関係	避難者名簿の整理 防災システムの入力 退所者・入居者の管理 外泊者の管理 安否確認等問合せ 避難者への伝言 来客への対応 電話の問合せ 救援物資等の取次ぎ 郵便物・宅配便等の取次ぎ
	ボランティア関係	災害ボランティアの受付け、登録 災害ボランティアの活動支援 災害ボランティアセンターとの連絡調整
保健衛生班	環境衛生関係	清掃・消毒 ゴミ処理 トイレの設置・管理 風呂の設置・管理 その他の環境衛生
	救護関係	医療・介護活動 要援護者への対応
食料物資班	食料物資関係	食料・物資の調達、受入れ、管理・配布 炊き出し
施設管理班	施設管理関係	避難施設の安全確認 危険箇所への対応 防火・防犯

(7) 災害時要援護者への対応

1) 避難所における災害時要援護者への対応の基本的な考え方

高齢者及び障がい者などの災害時要援護者への支援においては、各区分に応じたきめ細かな対応が必要である。

参考資料：災害時要援護者への支援方針

(優先順位)

① 介護を要する障がい者・高齢者、傷病者

専門施設で対応することを基本とするが、一時的に避難所への受け入れを要するときは、専用スペースを割り当て、対応物資や介護支援要員等を本部に要請するとともに、速やかに専門施設への移送の手配をする。

② ①以外の障がい者、乳幼児、妊産婦等

専用スペースを割り当て、地域住民に協力を依頼し、対応物資等を本部に要請する。状況に応じて、専門施設や福祉避難所に移送する。

③ ①②以外の高齢者、幼児、外国人等

地域住民等に協力を依頼し、対応物資や通訳等を本部又は、ボランティア等に要請する。

2) 災害時要援護者への支援方針

災害時要援護者のリストを作成し、必要な情報が入手できるよう相談方法や相談窓口の周知を行い、介助員や保健師、看護師等と連携して、保健・医療・福祉等のサービスの調整、提供を行う。

3) 応急仮設住宅や公的住宅等への優先入居

避難生活が長期化すると予想される場合、応急仮設住宅や公的住宅、その他施設への優先入居等の措置をとる。

4) 救護班の編成

避難生活が長期化した場合、救護班の編成を内科系を中心としたチーム編成に切り替え、加東健康福祉事務所と調整を行い、メンタルケアの専門家等の派遣を行う。

(8) 女性への配慮

避難所においては、個人のスペースが限定されプライバシーの確保が極めて困難である。プライバシーが保護されない場合、特に女性は大きなストレスを感じるのみではなく避難所における生活そのものに支障が生じるおそれがある。

このような状況を軽減するため女性に対する配慮を行うことが必要である。さらに、女性への暴力や性犯罪を防止する安全対策を講ずることが必要である。

そのため、避難所運営組織に女性の参画を求め、女性の意見を反映した避難所運営を行う。

1) 居住スペース等における配慮

家族単位で一定のスペースを割り当てる方法が基本であるが、衣類や生理用品等、他人の目につかないように、パーテーションを導入するなどして最低限の遮蔽が可能になるように配慮する。

2) 更衣室等に関する配慮

① 学校の体育館やプールに付随する更衣室の利活用の他、適当な部屋を更衣室として確保する。

② 避難所内に空間的な余裕がない場合は、体育館や部屋の一部を区分して更衣スペースとすることもやむを得ないが、利用者の安心・安全面を考慮してできる限り早く共同のスペースから分離された更衣室を設置する。

3) トイレに関する配慮

① 仮設トイレの設置においては、必要に応じて女性専用トイレを設定し、その数は、男性1に対して女性3の割合を基本とする。また、外部から内部が見えないように処置する。

② 夜間あまり暗くならない場所に設置するほか、夜間には仮設トイレ周辺を重点的にパトロールする警備係を配置するなど、女性が安心して使用できるようにする。

4) 洗濯等に関する配慮

① 女性の衣類の洗濯、物干し場所として男性の目につかない場所を確保する。

② パトロールや監視係をおくなどして安心して利用できるようにする。

5) 風呂、シャワーに関する配慮

大規模な避難所においては、風呂やシャワーの使用に混雑等も予想さ

れるため荷物等の一時保管場所を設置するなど安心して入浴ができるようにする。

6) 女性相談窓口の設置

① 避難所における女性の不安や悩み等、女性特有の相談を受け付ける窓口を設置する。名称や相談方法について工夫し、相談のしやすい環境を整備する。

② 担当者には女性を配置するとともに、担当者が避難所内を巡回して個別のニーズを収集する。

7) 女性専用の物資配布体制

衣類や生理用品、薬等の女性が必要とする物資について、女性の担当から配布できる体制を整える。

(女性相談窓口との兼務も可能)

8) 女性の生活スペースの安全確保

女性が利用するスペースの管理・監視や避難所における夜間パトロールの実施等共同生活をする避難者同士が必要な体制を組めるようにする。また、警察とも連携して防犯体制の整備を行う。

(9) 外国人への配慮

日本語が十分理解できない外国人に対し、国際交流協会と連携し、通訳を確保するとともに、やさしい日本語の使用、図やイラスト、ローマ字表示等を用いて情報を提供する。

また、生活習慣や宗教、食事などの違いも理解し、避難所生活を支援する。

さらに、通訳等の支援者が限られていることから、予め外国人対応の避難所を指定しておく。

(10) 栄養・食生活への支援

避難所での食生活においては、災害発生時からの時間経過とともに食料不足や災害弱者用食品の不足、体調不良者の増加、調理意欲の減退、生鮮食品不足や過剰な救援物資など様々な問題が生じ、栄養状態の悪化を招くことが懸念される。

管理栄養士・栄養士と連携を図りながら、なるべく早い時期から次に掲げる栄養・食生活支援活動を行う。また、その支援活動においては、北播磨圏域市町栄養士で作成された「災害時栄養・食生活支援用 様式・資料集」等を活用する。

1) 避難所巡回訪問

- 2) 栄養・健康相談
- 3) 炊き出し内容や、備蓄食料・救援食料に対するアドバイス
- 4) 避難生活が長期化となる場合の食事献立メニュー作成
- 5) 高齢者、障がい者、乳幼児などの災害弱者や平常時から食事制限がある慢性疾患患者への個別対応

(11) ペット対策

ペットは飼い主にとっては家族の一員であり、避難住民が避難所へペットを連れてくるのが考えられる。避難所におけるペットの取り扱いについては以下の事項を基本とする。

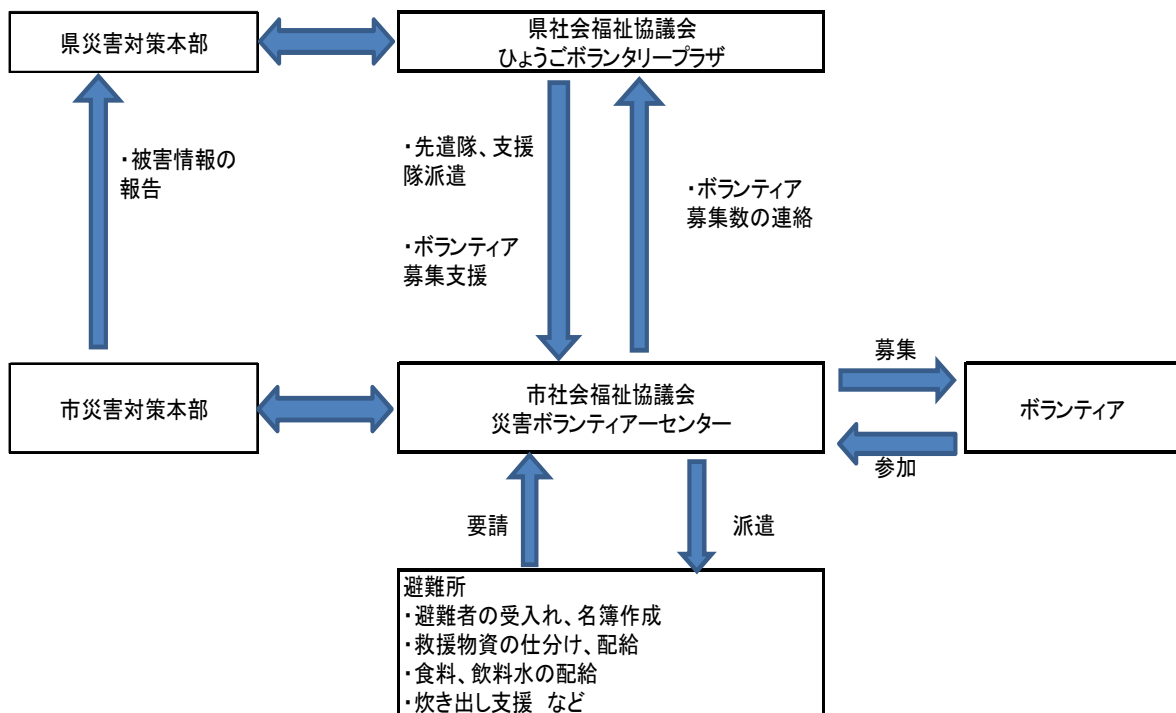
- 1) ペットの居住スペースへの持ち込みを禁止する。
- 2) ペットの飼育場所を居住スペースから離れた場所に設置。
- 3) ペットの飼育はペットを持ち込んだ避難者自身が行うものとする。
- 4) 盲導犬及び身体障害者補助犬は、ペットとは捉えず、動物アレルギー等の避難者がいないことを確認して居住スペースへの同伴を認める。

5 ボランティアの受け入れ

三木市社会福祉協議会と連携して災害ボランティアの受入窓口を開設し、避難所におけるボランティアの要望を調整する。

また、ひょうごボランティアプラザと災害ボランティアの支援窓口等の設置について調整を図る。

ボランティア受け入れに関する関係機関との連携



6 避難所の統廃合・撤収

避難所は、被災者が災害の発生に伴い一時的に応急的な生活を行う場所であり、ライフラインが復旧し、流通が回復するとともに住居の確保ができるようになれば撤収する。

撤収が可能となった段階においては、撤収時期をできるだけ早く避難者へ知らせ、自立の目標設定の基準とする。

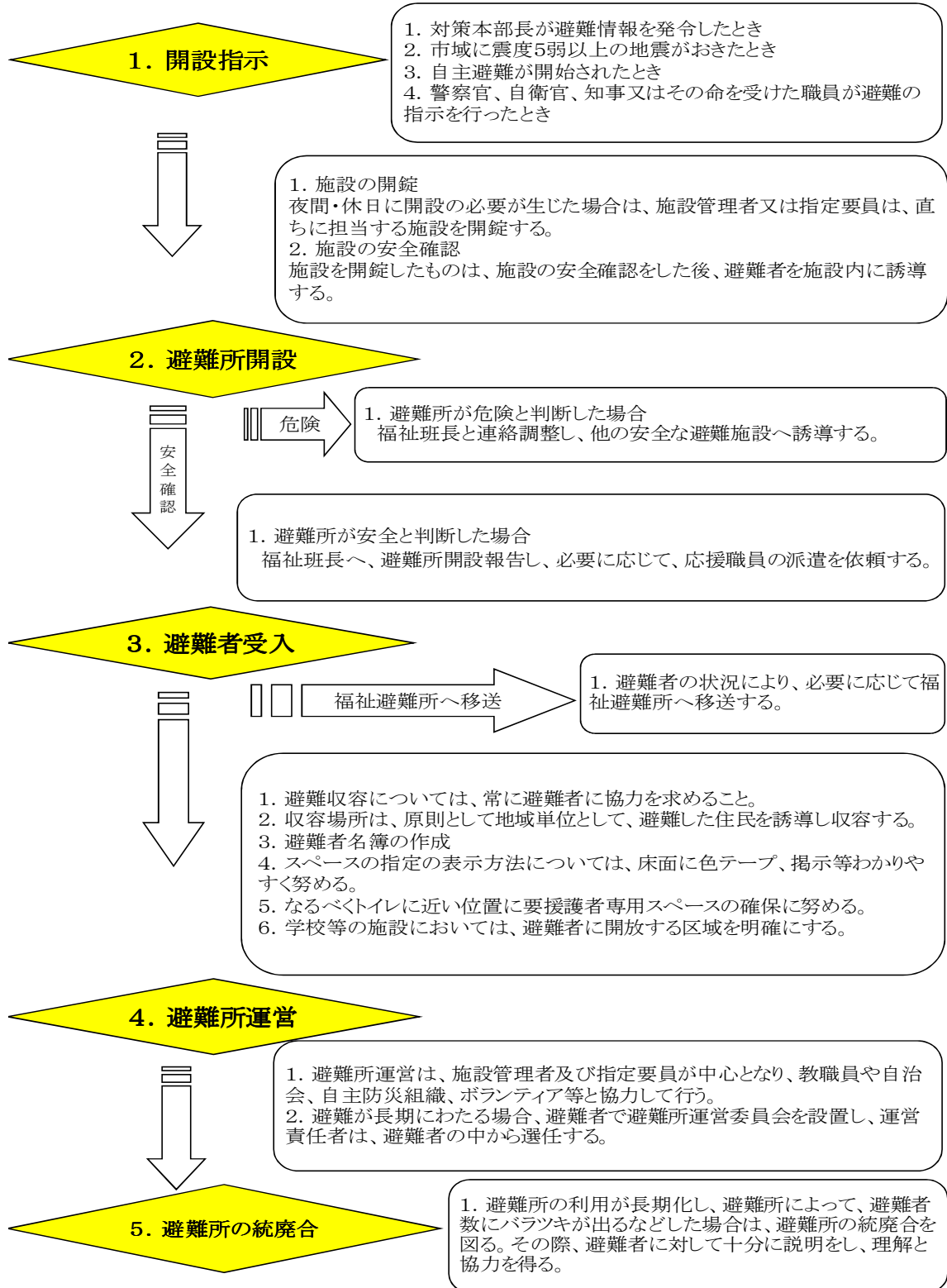
また、各避難所における避難者の数が少なくなった場合には、各避難所内の避難スペースを集約する。さらに地域ごとの避難所を統廃合する。これらの場合、避難者の移動が必要となるため可能な限り早い段階で避難者の理解を得ることが必要である。

この際、学校を避難所としている場合の避難スペースの集約においては教育再開のために教室の復旧を優先する。また、避難所の統廃合においては、民間施設及び追加指定された公共施設の避難所を優先的に廃止する。次に学校施設の避難所の廃止を優先する。いずれの場合においても避難所で形成されたコミュニティの維持に配慮する。

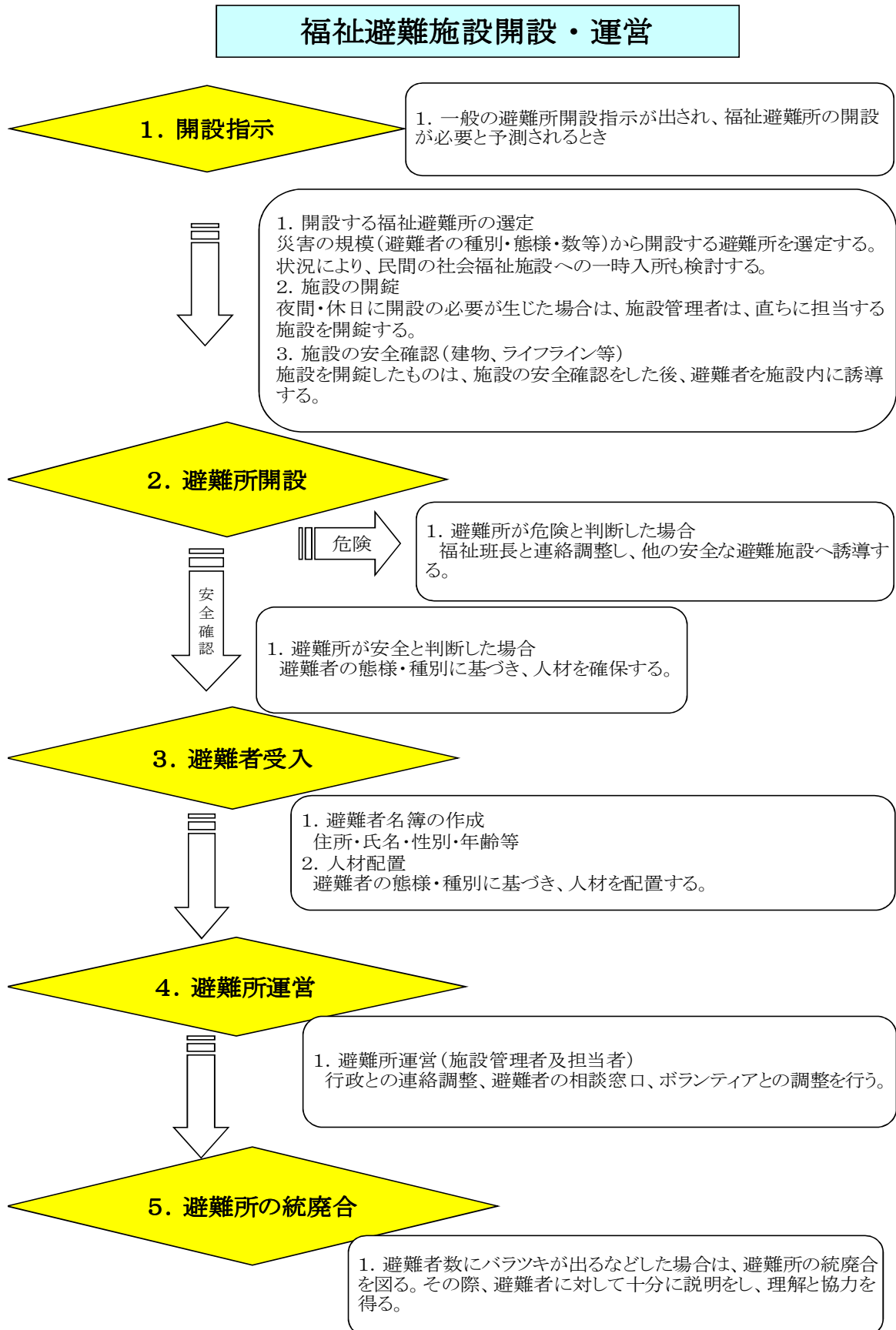
參考資料

1 一般避難施設開設運営フロー

一般避難施設開設・運営



2 福祉避難所開設運営フロー



3 災害時要援護者への支援方針

区分	支援方針	持ち出し品
要療養者	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の健康状態、生活の見通し、要介護者の健康状態を十分考慮し、入院、入所、ショートステイの利用等について保健所と連携する。 	紙おむつ 携帯トイレ ビニールシート 幅広いひも (おんぶ紐) 常備薬 処方箋 命のカプセル など
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所等が設置されている場合は、移動の勧誘を行う。また、周囲の人への気兼ね等により危険な自宅に帰ろうとすることも予想されることから、本来の生活の場の状態、今後の見通しについても確認しておく。 ・退所後も継続した援助が行えるよう、関係者と連携し、避難所退所時の状況について速やかに把握する。 ・急激な生活環境の変化による影響を受けやすいので、体調の維持や精神的な安定に気を配る。 ・不便な避難所生活で急速に活動が低下し、寝たきり状態になりやすい。 ・認知症の高齢者に対しては、症状の進行や精神症状、行動障害等の発症を防ぐため、生活指導、機能訓練、環境整備等を行い、精神的な安定を図り心身の機能低下を予防する。徘徊の症状がある場合には、周囲の人にも見守りや声をかけてもらうように頼んでおく。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・仮設トイレなどは段差がきついで仮設以外の洋式トイレがあれば優先的に使用できるよう配慮する。 ・おむつを使用している高齢者のためにおむつ交換場所を別に設ける。 	
循環器疾患、糖尿病等の慢性疾患の患者	<ul style="list-style-type: none"> ・被災に加えて、生活環境の変化による心身の疲労やストレス、食生活の乱れ、治療中断等により、病状悪化や新たな合併症が予想されるため、継続的な保健指導を実施するとともに、医療が中断されている場合は速やかにかかりつけ医等の受診可能医療機関を紹介し受診勧奨をする 	携帯用トイレ 常備薬 処方箋 治療食 透析施設リスト 検査データ (コピー) 携帯用酸素ボトル ストーマ用器具 洗腸セット 命のカプセル など
看病患者、難病患者、人工透析患者、内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・医療が継続されているか把握し、必要に応じて市・県内外の受け入れ可能な医療機関の情報を患者、家族に提供するとともに、生活支援の相談活動を行う。また、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 (・市は、避難誘導、搬送方法を事前に県・患者団体などと十分協議の上、細部を決めておく必要がある。) ・人工透析患者については、透析医療の確保を速やかに図る必要がある。 ・人工呼吸器装着者について、電力の停止が生命に直結することから最優先の救援を必要とする。(電力・電源の確保) ・看病患者・難病患者について、医療機関と連携のうえ、疾患に応じた医薬品等の確保を図る必要がある。 ・避難著では、ケアできるスペースを確保する。 	
災害により障害を受けた人	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師・看護師と連携し、必要に応じて、簡易ベッドのつくり方、床ずれの手当、水を使用しない清拭・洗髪の方法等のケア及び指導を行う。 	

<p>肢体不自由者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが通れる通路を確保する。 ・できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。 ・身体機能にあった、安全で利用可能なトイレを用意し、できるだけトイレに近い場所の確保に努める。 ・車いす等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 <p>(体温調節が困難な場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脊椎を損傷した障がい者の中には、手足の感覚がなくなり周囲の温度に応じた体温調節が困難なものもいるため、毛布の優先配布が必要である。 	<p>紙おむつ 携帯トイレ ビニールシート おんぶ紐 予備の車いす タオルケット 補装具 電動車いす用 バッテリー 命のカプセル など</p>
<p>知的障がい者 (発達障がい者を含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の変化を理解できずに、気持ちの混乱や、精神的に不安定になる場合があるので、気持ちを落ち着かせるよう配慮する。(家族がそばにいるように心がける) ・周囲と十分なコミュニケーションがとれず、トラブルの原因となることがあるので、個室を確保するなどの配慮が必要となる。 ・外見上障害がわかりにくく周囲に理解されないことがあるので、居づらくならないよう留意する。 	<p>常備薬 処方箋 本人の こだわりの品 食料など</p>
<p>精神障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関との連絡体制の確保が必要(個人によって薬の調合が違う) ・保健所は診療所の被災や交通途絶により、通院や継続的服薬が困難な精神障がい者に対応する。 ・災害による精神的ショックや避難所生活のストレス、今後の生活への不安は精神障がい者の症状悪化や再発のリスクを高める可能性があるため、それらに対する相談を行う。 ・精神障がい者の多くは、服薬により状態が安定するが、病気のために社会生活や対人関係などに支障をきたすことも多く、避難所等の集団生活になじめないこともあるため、この点に配慮した支援が必要である。 ・精神障がい者の状態の早期安定を図るためには、被災前の社会復帰活動や人間関係を、地域ボランティアなどによる支援ネットワークを活用しながら早期に回復させることが必要である。 	<p>常備薬 処方箋 水 など</p>
<p>視覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・できるだけ出入口に近い場所を確保するなど、移動が少なく済むようにする。その際、避難所内に複数の出入口を設け、人の出入りの少ない出入口の近くに場所を確保するなどの配慮をする。 ・ガイドヘルパー等の配置に努める。 ・白杖等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて修理・支給に努める。 ・仮設トイレを屋外に設置する場合、壁伝いに行くことができる場所に設置するか、順路にロープ等を張り、移動が楽に行えるように配慮する。 ・通路となる壁際に長椅子や物を置いたり、ロープに物を干したりしないように徹底する。 	<p>手袋 メガネ 白杖 時計 点字版 常備薬 処方箋 など</p>
<p>聴覚障がい者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・補聴器等の補装具や日常生活用具の破損・紛失に応じて、修理・支給に努める。 ・手話通訳や要約筆記の必要な人同士をできるだけ近くにまとめ、情報がスムーズに行き渡るように配慮する。 	<p>補聴器 メモ用紙 筆記具 笛 警報ブザー 携帯電話(メール付) 携帯ラジオ など</p>

乳幼児・児童	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児は、食生活習慣が崩れることにより、偏った食生活習慣が形成されやすいため、できるだけ早く元の規則正しい生活習慣に戻すように努める。 ・ また、退行現象、夜泣き、いびき、不眠、チック等の症状が出現しやすく、フラッシュバックなどにも留意を要するため、精神的安定が図れるように配慮する。 ・ 乳児に対して、ミルク用のお湯、哺乳瓶の清潔、沐浴の手立ての確保、スキンケアの指導を行う。 ・ 乳幼児のためのベビーベッドを用意する。 ・ 被災による精神的な後遺症が強く残る恐れがあり、心のケアが特に必要である。 	紙おむつ ウエットティッシュ 粉ミルク ミネラルウォーター など
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語で伝えられる情報が十分理解できない場合があるため、通訳ボランティア等を派遣する。 ・ 医療機関において診療を受ける場合には、通訳者の同伴等のサービスを提供するよう配慮する。 	パスポート など

4 避難所状況報告書

避難状況報告書							No. _____
避難所名				開設時間	月	日	時
				報告日	日 現在		
避難所管理 責任者氏名				ボランティア の現状	有 (人) / 無		
避難所開設 職員氏名				ボランティア の必要性	有 (人) / 無		
収容人数			計	一般	要援 護者	要援護者の種類 (該当するもの全てに○)	
	実人数 人	内訳	男				高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦 ・乳幼児・外国人・その他()
		女					高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦 ・乳幼児・外国人・その他()
	実人数 人	内訳	男				高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦 ・乳幼児・外国人・その他()
		女					高齢者・障がい者・傷病者・妊産婦 ・乳幼児・外国人・その他()
既にとった 処置							
今後とろう とする処置							
その他							

5 避難者カード

避難者カード(家族)

避難者数	人		
氏名(世帯主または代表者)			
(フリガナ)			
住 所			
電話番号／緊急連絡先		災害伝言ダイヤルへの登録	
		有 / 無	
家 族			
氏 名 (フリガナ)	生 年 月 日	血 液 型	
備 考			

※ この避難所にいる方の氏名を書いて下さい。

※ 備考欄には、自宅の状況(帰宅できる常態かどうか)や家族の健康状態など特筆することがあればご記入して下さい。

6 福祉避難所一覧

施設名		所在地	電話
市	デイサービスセンター三木東	君が峰町 3-38	86-1718
市	デイサービスセンター三木南	福井 3 丁目 3-12	68-9013
市	デイサービスセンター三木北	加佐 577	86-1021
市	デイサービスセンター志染	志染町井上 744-1	87-3829
市	デイサービスセンター口吉川	口吉川町殿畑 144	68-9009
市	デイサービスセンターひまわり	緑が丘町西 4 丁目 48	84-2110
市	デイサービスセンター自由が丘	志染町吉田 1241-13	87-0930
社協	地域福祉センター細川	細川町豊地 1230	68-9200
民間	特別養護老人ホーム グリーンホーム三木	与呂木 683-397	86-1212
民間	特別養護老人ホーム しゅうらく苑	別所町興治 1588	83-6767
民間	特別養護老人ホーム りんどうの里	志染町四合谷 341	84-0237
民間	特別養護老人ホーム さざんかの郷	吉川町大沢 418	72-1170
民間	特別養護老人ホーム えびすの郷	大塚 206-6	82-0300
民間	介護老人福祉施設 カトレア三木	福井 1981-1	83-0088
民間	介護老人保健施設 サンスマイル三木	志染町吉田 1213-1	87-8720
民間	老人保健施設 サンビラ三木	与呂木 683-4	83-8118
民間	老人保健施設 セントクリストファーズホーム	志染町細目 28-26	84-2211
市	三木特別支援学校	志染町青山 7 丁目 1-8	84-0830
市	はばたきの丘	志染町青山 1 丁目 25	68-9005
県	精愛園	緑が丘町本町 2 丁目 3	85-8791

7 1次避難所、2次避難所及び指定要員

○1次避難所とは、災害が発生した時に一時的に避難して、自主防災組織で安否確認などをする場所である。

○2次避難所とは、災害により、家屋が被害を受けた場合、または受ける恐れがある場合に自宅へ戻れない方が、避難所生活を送る公共施設である。

○避難所が危険と判断した場合は、他の安全な避難所へ避難する。

三木地区 避難先一覧

(美囊川右岸)

自治会名	1次避難所	2次避難所	電話番号	収容可能人数	指定要員 (※氏名は、配備計画に記載)
新宿	新宿会館	市民活動センター	82-0564	500	市職員(3名)
		三樹小学校	82-3169	390	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
末広	末広町公民館横広場	三木中学校	82-0404	1,010	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
神明	神明町公民館				
大開	大開町公民館				
ローレルハイツ三木	ローレルハイツ駐車場				
久留美	久留美公民館	久留美公民館		50	※状況により市職員を派遣
跡部	跡部公民館付近広場	三木高校	82-5001	540	高校職員 市職員(2名)
向陽園	向陽園集会所				
加佐東	加佐東公民館横広場	三木 コミュニティ スポーツセン ター	83-3434	500	市職員(3名)
加佐西	加佐西公民館				
加佐育英ハイツ	育英ハイツ駐車場				
平田	平田公民館駐車場	平田小学校	82-7322	220	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
大村	大村公民館付近広場				
鳥町	鳥町公民館	鳥町公民館	83-6357	50	※状況により市職員を派遣
計				3,260	

(美囊川左岸)

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可 能人数	指定要員 (※氏名は、配備計画に記載)
君が峰	君が峰町公民館	三木東中学校	83-1600	450	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
えびす	えびす町公民館				
宿原松が丘	松が丘公民館横公園				
大塚	大塚町公民館	三木小学校	82-0341	600	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
大塚県住	大塚団地集会所				
芝町	芝町公民館				
平山	平山町公民館				
東條町	東條町公民館				
宿原	宿原公民館前広場				
与呂木	与呂木公民館前広場				
与呂木青葉台	青葉台自治会館				
平井	平井公民館前広場				
岩宮	岩宮公民館横公園				
東紫美ヶ丘	東紫美ヶ丘公民館				
大手	大手公民館前広場	文化会館	83-3300	500	市職員(3名)
新町	新町公民館				
大宮	大宮町公民館	サンライフ三木	83-3010	200	市職員(3名)
宮前	宮前町公民館				
大日	大日町公民館				
柚宮	柚宮町公民館				
上町	みのがわ会館駐車場	中央公民館	82-2007	500	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
明石町	みのがわ会館駐車場				
滑原	滑原町公民館				
中町	⇒	新施設 H26建設予定		250	市職員(3名)
栄町	栄町公民館				
清水	清水町公民館				
丸一	丸一町公民館付近広場				
下町	下町公民館付近広場				
前田	前田町公民館				
計				2,500	

三木南地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可能 人数	指定要員 (※氏名は、配備計画に記載)
さつき台	さつき台 コミュニティセンター	三木東中学校	83-1600	450	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
宿原南ヶ丘	南ヶ丘会館				
城山	1-3組	⇒	三木南 交流センター	83-1710	300
	4-6組	⇒			
	7-9組	城山町公民館			
小林	2組	宮前会館	三木南 交流センター	83-1710	300
	3組	平成館			
	4組	小林中央会館			
	1組	稲友館			
新広陽	新広陽公民館	三木東高校	85-8000	600	高校職員 市職員(2名)
小林桜が丘	小林桜が丘集会所				
ローレルハイツ北神戸	ローレルハイツ北神戸 ふれあいセンター				
広野	A地区	おおぞら児童公園	広野小学校	85-3000	280
	B地区	広野多目的ホール			
	C地区	⇒			
計				1,630	

別所地区 避難先一覧

自治会名	1次避難所	2次避難所	電話番号	収容可能人数	指定要員 (※氏名は、配備計画に記載)
高木	高木公民館 横駐車場	別所中学校	82-0547	390	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
高木県住	高木公園				
東這田(14組以外)	⇒				
東這田(14組)	⇒	別所小学校	83-0350	230	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
巴	⇒				
石野	石野公民館前広場				
相野	相野公民館				
興治	興治公民館	別所町公民館	82-0072	600	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
西這田北	公会堂横駐車場				
西這田南	西這田南公民館				
花尻	花尻公民館	ふるさと 交流館	86-8035	200	市職員(3名)
下石野	下石野公民館				
正法寺	正法寺公民館	平田小学校	82-7322	220	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
和田	和田公民館				
近藤	近藤公民館				
大山	大山公民館	エオの森 研修センター	86-1771	360	市職員(3名)
朝日ヶ丘	朝日ヶ丘中央公園				
朝日ヶ丘南	朝日ヶ丘南公民館				
計				1,780	

志染地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容 可能 人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
戸田	戸田公民館	志染小学校	87-3224	230	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
三津田	三津田公民館				
御坂	御坂公民館				
大谷	大谷公民館				
井上	井上公民館	志染町公民館	87-3814	300	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
窟屋	窟屋公民館				
高男寺	高男寺公会堂				
細目	細目公民館				
四合谷	四合谷公会堂 前広場	自由が丘東小学校	85-2020	(800)	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
志染中	志染中公民館	志染中学校	87-3334	260	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
安福田	安福田公民館 前広場				
東吉田	東吉田集落 センター				
吉田	吉田公民館前広場				
計				1,590	

細川地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可 能人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
大二谷	大二谷公民館横広場	まなびの郷 みずほ	88-2550	200	市職員（3名）
小二谷	小二谷公民館横広場				
入野	入野公民館横広場				
上南	⇒				
萩谷	萩谷公民館横広場				
下南	下南公民館横広場				
原坂	原坂公民館横広場				
上芝原	上芝原公民館横広場	豊地小学校	86-2224	240	校長 教頭 防災担当 市職員（1名）
鍛冶	鍛冶公民館				
下芝原	下芝原ゲートボール場				
谷口	谷口公民館横広場				
増田	増田公民館				
大柿	大柿公民館				
佐野	佐野公民館	星陽中学校	86-2334	300	校長 教頭 防災担当 市職員（1名）
金屋	金屋公民館				
桃津	桃津公民館				
高篠	高篠公民館				
高畑	高畑公民館				
脇川	脇川公民館	細川町公民館	86-2059	300	館長 まちづくり担当 市職員（2名）
細川中上	細川中上公民館				
細川中	細川中公民館横広場				
西	西公民館				
計				1,040	

口吉川地区 避難先一覧

地区名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可 能人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
久次	久次公民館	口吉川小学校	88-0224	200	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
里脇	里脇公民館横広場				
榎	榎公民館横広場				
	大栄環境				
大島	大島公民館				
笹原	笹原公民館横広場				
楮原	楮原公民館				
東中	東中公民館				
桃坂	桃坂公民館				
殿畑	殿畑消防器具庫前	口吉川町公民館	88-0004	300	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
	殿畑公民館				
南畑	南畑構造改善センター				
保木	保木公民館横広場				
東	東公民館				
馬場	馬場公民館				
西中	西中公民館				
蓮花寺	蓮花寺公民館横広場				
計				500	

緑が丘地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可能 人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
緑が丘東1丁目	うめ公園	緑が丘中学校	85-1500	420	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
緑が丘東2丁目	第2公園				
緑が丘東3丁目	⇒				
緑が丘東4丁目	もみじ公園	緑が丘東小学校	85-1900	300	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
緑が丘中2丁目	自治会館	緑が丘町公民館	85-7011	600	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
緑が丘中3丁目	いちょう公園				
緑が丘中1丁目	緑が丘南公園	緑が丘小学校	84-0744	500	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
緑が丘西1丁目	⇒				
緑が丘西2丁目	さくら公園				
緑が丘西3丁目	あかしあ公園				
緑が丘西4丁目	さつき公園				
緑が丘西5丁目					
緑が丘本町	緑が丘本町会館・ 第10公園				
計				1,820	

青山地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可能 人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
青山1丁目	青山1丁目集会所	緑が丘東小学校	85-1900	300	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
青山2丁目	青山2丁目集会所				
青山3丁目	青山3丁目集会所	青山公民館	87-1300	800	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
青山4丁目	青山4丁目集会所				
青山5丁目	青山5丁目集会所	三木北高校	85-6781	480	高校職員 市職員(2名)
青山6丁目	青山6丁目集会所				
計				1,580	

自由が丘地区 避難先一覧

自治会名	1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可能 人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)	
東自由が丘1丁目	やすらぎセンター	自由が丘東小学校	85-2020	800	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
あかねが丘	あかねが丘自治会館					
中自由が丘2丁目	中自由が丘2丁目 集会所					
中自由が丘(白菊)	白菊集会所					
自由が 丘 (北)	東自由が 丘3丁目	自由が丘北集会所	自由が丘中学校	85-3300	1,000	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)
	吉田地番	⇒				
	中自由が 丘3丁目	⇒				
西自2(学校北)	学校北集会所	自由が丘小学校	85-1300	1,000	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
西自2(ピアン)	ピアン集会所					
志染公団自治会	自由が丘第1公園					
中自由が丘1丁目	中自由が丘1丁目 自治会館横公園	自由が丘公民館	85-4700	500	館長 まちづくり担当 市職員(2名)	
自由が丘(西)	ふれあいセンター					
あさひが丘	あさひが丘会館					
自由が丘本町2丁目	自由が丘本町会館					
自由が丘本町3丁目						
計				3,300		

吉川地区 避難先一覧

自治会名		1次 避難所	2次 避難所	電話番号	収容可能 人数	指定要員 (※氏名は配備計画に記載)
稲田	竹原 宮脇	⇒	吉川町 公民館	72-1577	200	館長 まちづくり担当 市職員(2名)
		若宮神社				
	金会	金会公民館				
	福吉	福吉公民館前広場				
	毘沙門	毘沙門公民館				
	緑台	緑台公民館				
	吉安上	吉安上公民館前広場				
市野瀬	市野瀬公民館前広場	東吉川 小学校	72-0040	210	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
東田	東田公民館前広場					
楠原	楠原公民館					
豊岡	豊岡公民館					
南豊岡	南豊岡公民館前広場					
南水上	南水上公民館					
北水上	北水上公民館前広場					
奥谷	⇒	奥谷公民館前広場	吉川 総合公園	73-1155	400	市職員(3名)
	湯谷					
西奥	西奥公民館					
米田	米田公民館					
吉安下	吉安下公民館前広場	吉川中学校	72-0142	480	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
大沢	⇒	吉川高校	73-0068	450	高校職員 市職員(2名)	
長谷	長谷公民館					
上松	上松公民館前広場					
貸潮	貸潮公民館前広場					
渡瀬	渡瀬公民館前広場					
出晴	出晴公民館前広場					
山上	山上公民館					
田谷	田谷公民館					
法光寺	法光寺公民館					
みなぎ台北	みなぎ台北集会所	みなぎ台 小学校	76-5640	320	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
みなぎ台東	みなぎ台東集会所					
みなぎ台南	みなぎ台南集会所					
みなぎ台中	みなぎ台中集会所					
みなぎ台第5	みなぎ台第5集会所					
新田	新田公民館	上吉川 小学校	73-0265	270	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
上荒川	上荒川公民館前広場					
畑枝	畑枝公民館					
福井	福井公民館					
富岡	富岡公民館前広場					
前田	脇田					脇田公民館前広場
	吉田					吉田公民館前広場
	宮村	宮村公民館前広場				
上中	上中公民館	中吉川 小学校	73-0026	410	校長 教頭 防災担当 市職員(1名)	
古川	古川公民館					
実楽	実楽公民館					
大畑	大畑公民館					
鍛冶屋	鍛冶屋公民館					
古市	古市公民館					
有安	有安公民館					
ひばりが丘	⇒					
合計					2,740	